



あいサポート運動

～ 障がいを知り、共に生きる、地域共生社会を目指して ～

障がいのある方が困っていることなどを理解して、障がいのある方に対してちょっとした手助けや配慮を実践することにより、障がいのある方が暮らしやすい地域社会（共生社会）をみなさんと一緒につくっていく運動で、平成21年11月に鳥取県で始まりました。そして、これまでの取組を更に発展させるため、平成29年9月1日から施行された「鳥取県民みんなが進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例」（愛称：あいサポート条例）では、「あいサポート運動」を県民全体で取り組むべき運動と位置づけました。

あいサポーターとは

多様な障がいの特性、障がいのある方が困っていること、障がいのある方への必要な配慮などを理解して、日常生活において障がいのある方が困っているときなどに、ちょっとした手助けをする意欲がある方であれば誰でもなることができます。あいサポーターになるには、あいサポート研修の受講が必要です。

「あいサポート企業・団体」とは

「あいサポート運動」推進のため、従業員等を対象にした「あいサポーター研修」を行った企業・団体を「あいサポート企業（団体）」として認定しています。

あいサポーター研修終了後は、

『あいサポート企業・団体認定申請書』をご提出いただきます。様式は鳥取県ホームページで公開しています。

あいサポート 企業 検索

費用負担
無し！

日時・場所
指定可能！

あいサポーター研修 実施の流れ

＜研修を実施される方＞

地域や職場で行われる研修や、イベント、PTA等の会合など様々な場面で実施できます。

- ①裏面のあいサポーター研修申込書に必要事項を記載し、鳥取県社会福祉協議会へ送付
- ②当日の研修内容
 - ・あいサポート運動について
 - ・障がい理解DVD視聴
 - ・簡単な手話講座
 約75分の研修です。
- ③研修終了後、参加者全員にあいサポーターバッジを配布します。

＜自主学習を実施される方＞

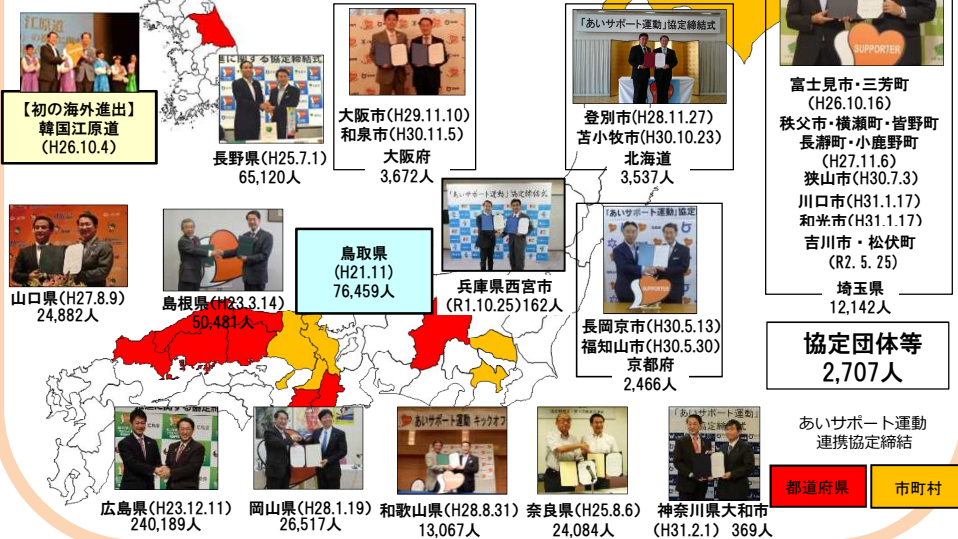
- ①自宅等でDVDの視聴やハンドブックの閲覧（各教材は鳥取県HPに掲載）
- ②『研修実施報告書』を鳥取県社会福祉協議会へ提出
- ③報告書受理後、あいサポーターバッジを送付します。

講師謝金や物品等の費用負担は一切ありません。お気軽にお申込みください！

全国に広がるあいサポートの輪

8県14市6町で実施中！

あいサポーター数：545,854人
あいサポーター研修実施回数：7,442回
あいサポート企業・団体認定数：2,112企業・団体
(令和2年6月末現在)



あいサポーター研修のお申込み、お問合せは 鳥取県社会福祉協議会 福祉振興部 まで
〒689-0201 鳥取市伏野1729-5 鳥取県立福祉人材研修センター
(電話)0857-59-6344 (ファクシミリ)0857-59-6340



あいサポーター研修申込書

研 修 会 の 名 称	(他の研修等のプログラムの1つとして行う場合はその研修会の名称)	
研 修 の 目 的	(本研修を申込みされた理由:(例)新任職員研修の一環として、等記載をお願いします)	
研 修 の 日 時	年 月 日 () ~	
あいサポーター研修の 時 間 数	分程度	
研 修 の 主 催 者	(業種・分野) (主催者名)	
研 修 の 場 所	〒	
資 料 送 付 先 <small>(研修場所と異なる場合は ご記入ください)</small>	〒	
研 修 の 対 象 者		
人 数	人程度	
連 絡 先	(担当者)	
	(電話番号)	
	(ファックス番号)	
	(電子メール)	
研修を行うにあたって	◆ 研修所要時間は、約75分程度です。 (時間数は、都合に合わせて変更できますので、御連絡ください)	
	◆ 研修では、DVDを視聴していただきます。視聴機器の準備をお願いします。 (機器の準備ができない場合等は、御相談ください。)	
	◆ 報道機関へ研修会の情報を提供してよろしいですか？	可・不可
	◆ 県ホームページへ開催の情報を掲載してよろしいですか？	可・不可
備 考		

【送付・問い合わせ先】

〒689-0201 鳥取市伏野1729-5 鳥取県立福祉人材研修センター

鳥取県社会福祉協議会 福祉振興部

(電 話) 0857-59-6344 (ファクシミリ) 0857-59-6340

(電子メール) aisapo@tottori-wel.or.jp